

鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

1 監査の期日

令和2年8月24日

2 監査の対象団体

- (1) 鹿沼市老人クラブ連合会
- (2) 鹿沼市老人クラブ連合会 単位老人クラブ

3 監査事項

令和元年度に交付した下記補助金についての出納その他の事務の執行状況

対象団体	補助金等の名称	補助金額
鹿沼市老人クラブ連合会	鹿沼市老人クラブ連合会補助金	3,500,000円
鹿沼市老人クラブ連合会 単位老人クラブ	老人クラブ活動補助金	2,559,600円

4 監査の方法

監査にあたっては監査資料及び関係諸帳簿との照合・確認を行った上で、関係職員から事実関係を聴取し、適正かつ効率的な事務処理が実施されているか監査した。

5 補助対象事業の概要

老人福祉法第13条に基づき設立。老人クラブの健全な発展及び会員相互の親睦をはかり、高齢福祉の増進に寄与することを目的とし、老人クラブの普及活動、育成、事業企画、調査研究を行っている。

鹿沼市老人クラブ連合会の補助対象事業費3,973,365円であり、補助金の割合は88.0%である。また、単位老人クラブの補助対象事業費は2,559,600円であり、補助金の割合は100.0%である。

6 監査の結果

補助金に関する予算の執行状況及び事務処理はその目的に沿って行われており、また経理事務については適正に処理されたものと認められた。指摘事項及び意見については、下記に記載する。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

7 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

ア 鹿沼市老人クラブ連合会

新型コロナウイルスの影響により事業が相次いで中止になっており、例年に比べ、支出の減少による繰越金の増が見込まれる。過度な支出を避け適正に予算執行することを望む。

イ 単位老人クラブ

活動が停滞し、繰越金が年々累積しているクラブが一部に見受けられる。会員の減少、高齢化等の課題はあるが、市からの指導・助言によるクラブ活動の活性化を望む。